

試 験 問 題

科 目 名	実 施 日
民事訴訟法	令和7年3月15日（土曜日）

次の【事実】を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問5〕に答えなさい。

【事実】

- 1 Xは、甲土地と甲土地上の建物とを所有し、これに居住していたが、手狭になってきたことから、甲土地に隣接する乙土地を手に入れ、建物を増築したいと考えるようになった。乙土地の所有者は、近くに住むYであったが、Yは、高齢のため、財産の管理等を長男Aに任せていた。
- 2 Xは、Aに対し、乙土地を購入したいと申し入れた。そして、交渉の結果、Aから、2000万円を払ってもらえるのであれば、乙土地を譲ってもよい、このことはYも了解しているとの回答を得るに至った。
- 3 そこで、Xは、XがYから乙土地を2000万円を買うことを内容とする売買契約書を作成し、押印して、Aに交付した。そして、数日後、同売買契約書にYの押印がされたものをAから渡された。
- 4 ところが、その後しばらくして、Xは、Aから、Yが売らないと言っている、後でYの了解を得るつもりでAが売買契約書にYの押印をしたが、Yが売ることを了解しない、と告げられた。Xは、YとAに面会し、既に売買契約は成立していると主張して、再考を求めたが、YとAは、とにかく売らない、金額の問題ではないと繰り返すのみであった。Xは、売買代金2000万円をYに提供し、Yが受領しないことから、民法494条に基づいてこれを供託した。
- 5 Xは、Yを被告とする訴状を作成し、P地方裁判所に提出した。訴状には、請求の趣旨として、
 - ① XとYとの間で、YがXに乙土地を代金2000万円で売るとの売買契約が締結されたことを確認する（以下「請求①」という。）、
 - ② YがXに対して乙土地の所有権移転登記手続をする義務を負うことを確認する（以下「請求②」という。）と記載され、請求の原因として、XとYは、XがYから乙土地を代金2000万円を買うとの売買契約を締結したとの事実などが記載されていた。
- 6 訴状の送達を受けたYは、答弁書を作成し、P地方裁判所に提出した。答弁書には、請求の趣旨に対する答弁として、請求の棄却を求めることが記載され、請求の原因に対する認否として、Xの主張に係る売買契約を締結した事実是否認する、Xから乙土地を買いたいとの申入れがあり、話し合いをしたが、

売買契約を締結するには至らなかったなどと記載されていた。

7 第1回口頭弁論期日に、Xが出頭し、訴状を陳述したが、Yは出頭しなかった。

【設問1】

第1回口頭弁論期日において、裁判所は、答弁書についてどのような扱いをすべきか。結論とその根拠条文を述べなさい。(20点)

【事実】(続き)

8 Xは、第1回口頭弁論期日において、裁判所から、請求の趣旨について検討するよう求められたことから、弁護士のLに相談し、訴訟を委任した。

Lは、請求①及び請求②について審判を求めることをやめ、それに代えて、Yに対し、乙土地の所有権移転登記手続(以下「請求③」という。)を求めることにした。

【設問2】

請求①及び請求②について判決をするとすれば、どのような判決をすべきか。結論とその理由を述べなさい。(30点)

【設問3】

請求①及び請求②について審判を求めることをやめ、それに代えて、請求③について審判を求めるためには、Lは、どのような手続をとればよいか。結論、根拠条文及びその手続をとるための要件を述べなさい。(30点)

【事実】(続き)

9 その後、弁論準備手続と証拠調べが行われ、口頭弁論が終結された。証拠調べの結果、裁判所は、売買契約は有効に成立しており、Xは乙土地の所有権移転登記手続と引渡しとを請求することができるの心証を得た。

【設問4】

裁判所は、請求③を認容するほか、Yに対し、乙土地のXへの引渡しを命ずる判決をすることができるか。結論とその理由を述べなさい。(20点)